

山梨県公報

号外第二十二号

一八三、八五〇

平成二十三年
三月三十日

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十三年三月三十日

山梨県選挙管理委員会
委員長 戸 栗 敏

敏

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 一
を有する者の一定数 一
職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 一
県議会の解散の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 一
職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 一
県議会の議員の解職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数 一

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 戸 栗 敏

一四、〇六一

山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十三年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番